

岐阜県公報

第二千五百九十四号

平成二十六年十月三十一日

(金曜日)

目次

規則

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則 (人事課) 六七〇
岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則 (同) 六七〇

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会) 六七一

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 六七二

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (同) 六七二

公安委員会規則

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例第十六条第二項の警察職員及び同条第三項の証明書を定める規則 (組織犯罪対策課) 六七二

告示

軽油引取税に係る特約業者の指定取消し (税務課) 六七二

岐阜県北アルプス地区における山岳遭難の防止に関する条例第六条の規定による事務の一部を委託する者の指定 (防災課) 六七二

岐阜県北アルプス地区における山岳遭難の防止に関する条例別表第一並びに別表第二二号及び第三号の知事が定める区域 (同) 六七三

有害興行の指定 (私学振興・青少年課) 六七三

医療扶助及び医療支援給付のための施術担当機関の指定 (地域福祉国保課) 六七三

指定施術機関の名称等の変更の届出 (同) 六七四
指定施術機関の廃止の届出 (同) 六七四

肥料の登録 (農産園芸課) 六七五

肥料の登録の有効期間の更新 (同) 六七五

道路の区域変更 (道路維持課) 六七六

道路の供用開始 (同) 六七六

訓令 甲

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事課) 六七七

附属機関の委員等の職に充てる職員の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令 (同) 六七八

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令 (法務・情報公開課) 六七八

道路監理員及び河川監理員に充てる職員の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令 (道路維持課) 六七九

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件 (商業・金融課) 六七九

家畜改良増殖法の規定による種畜証明書の交付 (畜産課) 六七九

公示

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十六年十月三十一日

規則

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九十二号

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県知事部局職員定数規則(昭和三十三年岐阜県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表都市建築部(企業会計職員を除く。)の項中「二五一人」を「二五四人」に改め、

同表中

計	三、七五九人	を	計
---	--------	---	---

「三、七六二人」に改め、同表合計の項中「三、八五三人」を「三、八五六

人」に改める。

附則

この規則は、平成二十六年十一月一日から施行する。

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九十三号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項の表清流の国づくり政策課の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、

第九号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同号の次に次の一号を加える。

十五 全国レクリエーション大会に関する事。

第六条第三項中「及びまちづくり支援・移住定住係」を「まちづくり支援・移住定住係及び全国レクリエーション大会企画係」に改め、同条第四項中「第二項の表清流の国づくり政策課の項第十号」を「第二項の表清流の国づくり政策課の項第九号」に改める。

第六条の二第一項の表防災課の項中「救助・防災対策係」の下に「火山防災対策係」を加え、同条第二項の表防災課の項第一号中「第三号から第五号」を「第四号から第六号」に改め、同項中第十一号を第十二号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 火山の災害対策に関する事。

第九条第二項の表商工政策課の項中第十六号を第十七号とし、第十二号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 TPP対策に関する事。

第十三条第一項の表街路公園課の項中「街路公園課」を「都市整備課」に改め、「企画係」及び「公園係」を削り、同項の次に次のように加える。

都市公園課

管理調整係、活用推進係、管理運営係

第十三条第二項の表街路公園課の項中「街路公園課」を「都市整備課」に改め、同項中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、同項の次に次のように加える。

都市公園課

一 都市公園に関する事(岐阜メモリアルセンターを除く。)

第二十四条の表総務部の項の次に次のように加える。

清流の国推進部	全国レクリエーション大会	一人	上司の命を受け、全国レクリエーション大会の推進その他特に命ぜられた事務を総括的に処理する。
総括監	ヨシ大会		

第二十六条の表都市政策課の部の次に次のように加える。

都市整備	鉄道高架	一人	上司の命を受け、岐阜駅周辺鉄道高架事業に
------	------	----	----------------------

課	推進企画	関し特に命ぜられた事務を処理する。
監		

第二十六条の表街路公園課の部中「街路公園課」を「都市公園課」に改め、同部鉄道高架推進企画監の項を削る。

附則

(施行期日)

- この規則は、平成二十六年十一月一日から施行する。
(岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部改正)
- 岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則(昭和三十一年岐阜県規則第八十九号)の一部を次のように改正する。
別表第二都市建築部の部街路公園班の項中「街路公園班」を「都市整備班」に、「街路公園課長」を「都市公園課長」に改め、同項中第一号を削り、第三号を第二号とし、同項の次に次のように加える。

都市公園班	都市建築部	1 都市公園施設の災害対策及び支援に関すること。
	都市公園課長	

人事委員会規則

職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十月三十一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十七号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表行政職の表知事の項本庁次長の欄中「秘書政策審議監」を「秘書政策審議監 全国レクリエーショ

ン大会総括監」に改める。

附則

この規則は、平成二十六年十一月一日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十月三十一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十八号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則(昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三知事の部本庁の項中「秘書政策審議監」の下に「全国レクリエーショ

ン大会総括監」を加え、同表教育委員会の部図書館の項中

館長、副館長	二種
館長、副館長	二種

二種	を	館長、副館長	二種
		管理監	四種

に改める。

附則

この規則は、平成二十六年十一月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十月三十一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十九号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二本庁の項中「秘書政策審議監」の下に、「全国レクリエーション大会総括監」を加える。

別表第三図書館の部中「副館長」の下に、「管理監」を加える。

附則

この規則は、平成二十六年十一月一日から施行する。

公安委員会規則

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例第十六条第二項の警察職員及び同条第三項の証明書を定める規則をここに公布する。

平成二十六年十月三十一日

岐阜県公安委員会

委員長 水 谷 邦 照

岐阜県公安委員会規則第七号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例第十六条第二項の警察職員及び同条第三項の証明書を定める規則

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第五十六号）第十六条第二項の公安委員会規則で定める警察職員は警察官とし、同条第三項の公安委員会規則で定めるその身分を示す証明書は警察手帳とする。

附則

この規則は、平成二十六年十二月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第六百五号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成二十六年十月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
松永油業株式会社	松永浩司	大垣市本今四丁目五六番地	平成二六・一〇・六

岐阜県告示第六百六号

岐阜県北アルプス地区における山岳遭難の防止に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第四十七号）第六条の規定により、同条に規定する事務の一部を委託する者を次のとおり指定する。

平成二十六年十月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 事務の一部を委託する者

高山市奥飛騨温泉郷神坂七一〇番地九

岐阜県北アルプス山岳遭難対策協議会 会長 國島 芳明

二 指定年月日

平成二十六年十二月一日

岐阜県告示第六百七号

岐阜県北アルプス地区における山岳遭難の防止に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第四十七号）別表第一並びに別表第二第二号及び第三号の知事が定める区域を次のとおり定め、平成二十六年十一月一日から適用する。

平成二十六年十月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

（「次」は省略し、その図面を岐阜県危機管理部防災課及び岐阜県飛騨振興局に備えて置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百八号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十六年十月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

1 指定興行

種 類	題 名	発 行 者	配 給 公 社 名
映 画	新人巨乳 はさんで三発	オーピー映画	オーピー映画
	凍煉圖鑑	風楽創作事務所	オーピー映画
	妹の匂い よろめきの爆乳	オーピー映画	オーピー映画
	夜だから	オーピー映画	オーピー映画
	野外乱交 殺したいほど愛してる	オーピー映画	オーピー映画

発情病棟 女医たちの下半身

熱女ウーマン おつめは熱々

情愛中毒 (原題) 人間中毒 (OBSESSED)

新 東 宝 映 画
オ ー ピ ー 映 画
ク ロ ッ ク ウ ー ク ス
(韓 国)

2 指定年月日

平成26年10月31日

3 指定題名

「熱く狂った感情を刺激し、又は熱く残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの」と認められる。

岐阜県告示第六百九号

生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百四号）による改正前の生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「旧生活保護法」という。）第五十五条において準用する旧生活保護法第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「旧中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための施設を担当させる機関として次のものを指定したので、旧生活保護法第五十五条の二及び旧中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十六年十月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
岐南接骨院	伊藤和己	羽島郡岐南町下印食一〇二一	平成二六・一
楽生鍼灸マッサージ院	長谷川 啓	愛知県名古屋市中区錦二ル五〇二	平成二六・一

訪問リハビリマッサ
ーシはり・きゅう
あいゆう
宇野弘孝 大垣市中野町二五八 平成六・六九
岐阜県告示第六百十号

生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四号）による改正前の生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「旧生活保護法」という。）第五十五条において準用する旧生活保護法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成二十五年法律第六号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「旧中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十条の二の規定により次の指定施設機関から当該施設機関の名称等を変更した旨届出があったので、旧生活保護法第五十五条の二及び旧中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十六年十月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

名称	開設者	所在地	変更年月日
新森家接骨院	森 成二	新 各務原市鷺沼羽場町二一六二三	平成六・一〇
旧森の接骨院		旧 各務原市鷺沼各務原町二一五四二	
新いちえ鍼療院	内藤 真次	新 揖斐郡池田町片山二一八六一	平成三・三二四
旧いちえ鍼灸院		旧 揖斐郡池田町田中三六一三三	
おしこし接骨院	新 吉見政樹	新 養老郡養老町石畑二〇三	平成三・二九
	旧 中村政樹	旧 瑞浪市樽上町一一	
たなか接骨院	田中 容崇	旧 土岐市肥田浅野双葉町二二〇一一	平成五・三一

新 土岐市泉岩畑町二一三二二
旧 土岐市泉神栄町一
清野 鍼灸院 清野 美登利 平成六・四二

岐阜県告示第六百十一号

生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四号）による改正前の生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「旧生活保護法」という。）第五十五条において準用する旧生活保護法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成二十五年法律第六号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「旧中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十条の二の規定により次の指定施設機関から当該指定施設機関を廃止した旨届出があったので、旧生活保護法第五十五条の二及び旧中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十六年十月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

名称	開設者	所在地	廃止年月日
中村接骨院	中村 政樹	養老郡養老町押越三五四三	平成三・二・三〇
谷倉鍼灸治療院	谷 倉 勝 雄	飛騨市古川町杉崎一三四	平成五・二・一四
成和接骨院	土居 浩之	岐阜市則武中二一三〇	平成六・五・一三
みの鍼灸マッサージ接骨院	西村 治樹	美濃市上条一三七八二	平成六・五・三〇
西島之サトウ治療院	佐藤 登美子	海津市平田町西島八六〇	平成六・五・三〇

岐阜県告示第六百十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条第一項の規定により、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成二十六年十月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
岐阜県第九〇一号	混合石灰肥料	四〇苦土・硫酸苦土・ほう酸塩混合肥料	アルカリ分 四五・〇 可溶性苦土 二七・〇	公定規格のとおりに	上田石灰製造株式会社 大垣市赤坂町三七五番地
岐阜県第九〇二号	混合石灰肥料	粒状炭酸苦土石灰二〇	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 二〇・〇	同	同

岐阜県告示第六百十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成二十六年十月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
岐阜県第八〇二号	消石灰	肥料用消石灰	アルカリ分 六五・〇	該当なし	株式会社古田石灰工業所 大垣市昼飯町三六番地

岐阜県第九〇一号	混合石灰肥料	四〇苦土・硫酸苦土・ほう酸塩混合肥料	アルカリ分 四五・〇 可溶性苦土 二七・〇	公定規格のとおりに	上田石灰製造株式会社 大垣市赤坂町三七五番地
岐阜県第九〇二号	混合石灰肥料	粒状炭酸苦土石灰二〇	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 二〇・〇	同	同
岐阜県第七二四号	炭酸カルシウム肥料	炭酸苦土石灰肥料三号	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一六・〇 内く溶性苦土 一一・〇	同	同
岐阜県第七二五号	炭酸カルシウム肥料	くみあい炭酸苦土石灰四一号	アルカリ分 五六・〇 可溶性苦土 八・〇	公定規格のとおりに	清水工業株式会社 大垣市赤坂東町二番地の一
岐阜県第六五九号	炭酸カルシウム肥料	粒状炭酸苦土石灰	アルカリ分 五三・〇 可溶性苦土 一五・〇	公定規格のとおりに	清水工業株式会社 大垣市赤坂東町二番地の一
岐阜県第七二二号	炭酸カルシウム肥料	炭酸苦土石灰肥料三号	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一六・〇 内く溶性苦土 一一・〇	同	河合石灰工業株式会社 大垣市赤坂町二〇九番地
岐阜県第四四四号	生石灰	八五生石灰	アルカリ分 八五・〇	該当なし	マルアイ石灰工業株式会社 大垣市赤坂町三三五番地
岐阜県第四四五号	消石灰	六〇消石灰	アルカリ分 六〇・〇	同	同
岐阜県第八〇二号	消石灰	肥料用消石灰	アルカリ分 六五・〇	該当なし	株式会社古田石灰工業所 大垣市昼飯町三六番地

岐阜県第 八〇三号	加工家きん ふん肥料	発酵鶏糞肥 料	窒素全量 三・〇 りん酸全量 四・〇 加里全量 二・五	公定規 格のと おり	アイ・ティー・エス ファーム株式会社 東京都江東区亀戸二 丁目三五番一三号
岐阜県第 八〇四号	消石灰	七〇消石灰	アルカリ分 七〇・〇	該当な し	有会社クラウンパ ル 海津市南濃町津屋二 八二三番地一六九
岐阜県第 八〇五号	消石灰	六五消石灰	アルカリ分 六五・〇	同	同
岐阜県第 八〇六号	落花生油か す及びその 粉末	みのり一〇 〇	窒素全量 五・五 りん酸全量 一・〇 加里全量 一・〇	同	株式会社大雅 山県市出戸二四三番 地
岐阜県第 八三七号	混合石灰肥 料	粒状混合石 灰	アルカリ分 五二・〇 く溶性苦土 一一・〇	公定規 格のと おり	シーシーエフジャバ ン有限公司 愛知県岡崎市市場町 字東町一三番地
岐阜県第 八三八号	炭酸カルシ ウム肥料	粒状炭酸苦 土石灰	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一六・〇	同	日本バイオ化学工業 有限公司 神奈川県川崎市宮前 区神木二丁目六番二 〇号
岐阜県第 八三九号	炭酸カルシ ウム肥料	炭酸苦土石 灰	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一六・〇	同	同
岐阜県第 八四〇号	消石灰	七〇消石灰	アルカリ分 七〇・〇	該当な し	同
岐阜県第 八四一〇号	消石灰	七〇消石灰	アルカリ分 七〇・〇	同	南星産業株式会社

八四一 号		七〇・〇		奈良県大和郡山市発 志院町三七八番地
岐阜県第 八四二 号	消石灰	七〇消石灰	アルカリ分 七〇・〇	同
			同	共栄ジャパン有限会 社 愛知県清須市須ヶ口 三二四番地の一

岐阜県告示第六百十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年十月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種 類	路線名	区 間	区域 変更 前後 別	敷地 の幅 員	延 長	備 考
県道	恵那川線 東白川	加茂郡白川町黒川字榎木 六〇四〇番一地区地内	前 後	三三 一六四 一六二 二五〇	三三 〇 三三 〇	

岐阜県告示第六百十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年十月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は告示年月日ほか)
金関山線		加茂郡富加町大平賀字町屋一 一六番一地从先から 同 郡同 町同 字薬師前 一八八番二地从先まで	105.0	平成 26.10.31	平成 26.10.31

岐阜県告示第六百十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年十月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は告示年月日ほか)
金可山児線		加茂郡川辺町下吉田字沢尻九 七番一地从先から 同 郡同 町同 字同 八 二番一地从先まで	146.0	平成 26.10.31	平成 26.10.31

岐阜県告示第六百十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年十月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は告示年月日ほか)
一般国道 二百五十六号		加茂郡白川町白山字西ヶ牧二 五八三番一地从先から 同 郡同 町同 字同 二 五九三番一地从先まで	46.7	平成 26.10.31	平成 26.10.31

訓 令 甲

岐阜県訓令第二十七号

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
各 庁 中 一 般
現 地 機 関

平成二十六年十月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令
 岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。
 別表第三街路公園課の表中「街路公園課」を「都市整備課」に改め、同表二の項及び三の項を削り、同表四の項中「施行事務」の下に「都市公園に係るものを除く。」を加え、同項部長専決事項の欄第三号中「第八十一条第二項の」の下に「規定による」を加え、同項を同表二の項とし、同表中五の項を三の項とし、同表の次に次のように加える。
 都市公園課

<p>事務の種類 一 都市公園法（以下この項中「法」という。）及び岐阜県都市公園条例（以下この項中「条例」という。）の施行事務</p>	<p>副知事専決事項</p>	<p>部長専決事項 1 法第三十一条の都市公園の行政又は技術に関する勧告等</p>	<p>課長専決事項 1 知事決裁事項である法第三十三条第一項の規定による公園予定区域の決定及び部長専決事項を除く法及び条例の施行に関する事務</p>
<p>二 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和三十七年法律第三十七号、第四十一号、以下この項中「法」という。）の施行事務</p>			<p>1 法の施行に関する事務</p>
<p>三 都市計画法（以下この項中「法」という。）の施行事務（都市公</p>		<p>1 法第五十九条第一項及び第四項の都市計画事業の認可並びに同条第二項の大臣への認可の申請</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>

<p>園に係るものに限る。）</p>	<p>2 法第六十三条第一項の事業計画の変更の認可 3 法第八十一条第二項の規定による必要な措置の代執行</p>
--------------------	---

附 則
 この訓令は、平成二十六年十一月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第二十八号

庁 中 一 般
 各 現 地 機 関

附 属 機 関 の 委 員 等 の 職 に 充 て る 職 員 の 職 の 指 定 に 関 す る 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令
 次のように定める。

平成二十六年十月三十一日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

附 属 機 関 の 委 員 等 の 職 に 充 て る 職 員 の 職 の 指 定 に 関 す る 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令

附 属 機 関 の 委 員 等 の 職 に 充 て る 職 員 の 職 の 指 定 に 関 す る 規 程（昭和五十年岐阜県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

別表岐阜県交通安全対策会議の部幹事の項中「街路公園課長」を「都市整備課長、都市公園課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十六年十一月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第二十九号

庁 中 一 般
 各 現 地 機 関

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年十月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県公文書規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

「	街路公園課	街公	を	「	都市整備課	都整
					都市公園課	都公

に改める。

附則

この訓令は、平成二十六年十一月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第三十号

庁中一般
各現地機関

道路監理員及び河川監理員に充てる職員の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年十月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路監理員及び河川監理員に充てる職員の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令

道路監理員及び河川監理員に充てる職員の職の指定に関する規程（昭和五十一年岐阜県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一本庁の部街路公園課の項中「街路公園課」を「都市整備課」に改め、「課長」の下に「鉄道高架推進企画監」を加える。

附則

この訓令は、平成二十六年十一月一日から施行する。

公 示

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十六年十月三十一日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成二十六年十月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

（仮称）BOSS FOODS MARKET

二 意見の概要

高山市長の意見

・ 駐車場に進入する車両が空車待ちで道路にはみ出し、他の通行車両に支障が及ぶことのないよう、状況に応じ誘導員を配置するなど適切な対応を講ずること。

・ 駐車場（市道を挟んだ北側駐車場）の利用者は、市道を横断する必要があることから、利用者に対し交通規則の順守（横断歩道の利用）や交通事故についての十分な注意喚起を行うこと。

（届出事項 変更）

家畜改良増殖法の規定による種畜証明書の交付

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨通報を受けたので、同条第二項の規定によ

り
公
示
す
る。

平成二十六年十月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

「次」は、省略し、その関係書類を岐阜県農政部畜産課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十月三十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
号
岐 阜 県 庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
一
岐 阜 文 芸 社